

# 給与所得者対象 定額減税とは？

急激な物価高による家計への負担を軽減するため、令和6年度税制改正にて「定額減税」の実施が決定しました。

所得税及び住民税から一人当たり合計4万円を減税する制度です。

## 1. 定額減税の対象者

◎令和6年分 所得税の納税者である国内居住者

◎令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下  
(給与収入のみの場合 2,000万円以下)

## 2. 定額減税額

◎所得者本人・・・・・・・・・・ 4万円 (所得税3万円・住民税1万円)

◎同一生計配偶者(※1)・・ 4万円 (所得税3万円・住民税1万円)

◎扶養親族(※2)・・・・・・・・・・一人につき 4万円

(所得税3万円・住民税1万円)

(※1) 給与収入が103万円以下(給与以外は合計所得48万円以下)

(※2) ・1年以上日本に住んでいる

・給与収入が103万円以下(給与以外は合計所得48万円以下)

・16歳未満の扶養親族も対象



## 3. 定額減税の実施方法

所得税	令和6年6月1日以降支払の給与・賞与の源泉徴収税額から減税
-----	-------------------------------

住民税	7月からの11ヶ月で減税した額を均等徴収 (特別徴収の場合) (注: 令和6年6月の給与支払いの際には特別徴収は行わない)
-----	--

※ 住民税に関しては、住民票がある市町村へお問い合わせください

◎予定納税の対象者の方へ

令和6年6月以後に通知される、令和6年分の所得税に係る

第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額の金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者・扶養親族に関しては、確定申告で精算するか

または、予定納税額の減額申請手続きが必要になります。

# 所得税の定額減税の事務処理について

## 控除対象者の確認

『源泉徴収に係る定額減税のための申告書』の提出（甲欄適用者）

◎ 対象者 令和6年6月1日に在籍している従業員

※ 令和6年6月2日以降に入社した人  
令和6年6月2日以降に情報が変更になった人

年調減税のみ対象

## 月次減税額の計算

令和6年6月1日以降支払う給与および賞与から減税する

（例）奥さん（同一生計配偶者）・子供一人（扶養親族）の場合



本人	3万円
同一生計配偶者	3万円
扶養親族	3万円
合計	9万円

	6月給与	7月給与	8月給与	8月賞与	9月給与	10月給与
本来の所得税	15,000円	15,000円	15,000円	30,000円	15,000円	15,000円
定額減税	△15,000円	△15,000円	△15,000円	△30,000円	△15,000円	0円
源泉所得税	0円	0円	0円	0円	0円	15,000円

引ききれなければ翌月以降に控除

控除額に達するまで繰越

## 給与明細への記載（例）

給与明細書・賞与明細書へ  
「定額減税額 15,000円」と記載  
（所得税）



給与明細書 （6月分）	
給与金額	300,000円
源泉徴収税額	0円
定額減税額 （所得税）	15,000円

国税庁 定額減税特設サイトはこちら



定額減税のしかた



定額減税Q&A



給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について



定額減税 動画

ご不明な点等がございましたら 甲斐市商工会まで TEL 055-276-2385